

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部／ 会派 厚生労働部会・文部科学部会 合同会議 次第

※マスコミフルオープン

※感染拡大防止のため、質疑を希望しない議員の先生方、秘書の皆さまにはオンライン(zoom)での視聴をお願いしています。資料は事前にデータでお送りしています。

※オンラインで視聴している方のため、会場でのご発言は発言席のマイクを必ずお使いください。

1. 挨拶

2. 緊急事態宣言の延長・対象拡大及びまん延防止等重点措置の新たな適用等について政府よりヒアリング

<説明いただく内容>

- ①緊急事態宣言の延長・対象拡大及びまん延防止等重点措置の新たな適用
- ②基本的対処方針の変更 について

<<ご説明>>

【内閣官房】 三浦 明 内閣官房 内閣参事官

3. 政府より前回会議の宿題返し

<<ご説明>>

【内閣官房】 三浦 明 内閣官房内閣参事官

【厚生労働省】 梅田 浩史 健康局 結核感染症課 感染症情報管理室長

山田 将武 大臣官房 総務課企画官

榊井 千裕 医政局 総務課補佐

堀岡 伸彦 医政局 経済課医療機器政策室長

【内閣官房オリパラ事務局】

山本 要 参事官

丹菊 将貴 参事官

渡部 保寿 参事官

【警察庁】 曾根 明文 刑事局 捜査第一課 検視指導室長

石飛 誠 生活安全局 生活安全企画課 地域警察指導室理事官

花岡 一央 警備局 警備運用部 警備第一課理事官

4. その他

以上

8月5日(木) 立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部/会派 厚生労働部会
・文部科学部会 合同会議で説明を求める事項(7月29日、8月4日会議の宿題事項等)
※以下の宿題事項について、必ず回答を文書で配布した上で説明して下さい。

【全国の感染状況及び感染防止対策等について】※最新の厚生労働省アドバイザリーボードの資料を提出のうえ説明してください。

- ① 自宅療養患者への医療用酸素の供給体制の状況(東京・神奈川・千葉・埼玉での、現状の数・体制・今後の見込み)
- ② 2020年1月から2021年6月までの自宅等で亡くなられたコロナでの変死事例数489件のうち、発見場所の内訳数(自宅、入所施設、宿泊施設の別)
- ③ 菅首相は、感染が拡大する状況でも五輪を中止しないと明言し、東京の人流も減っているのに心配ないと国民に誤ったメッセージを発しました。人流減少の背景に、首都高などにおける車の制限やテレワークを挙げていますが、実態と乖離しています。どのような事実に基づいて発言したのか、科学的根拠となるデータや会見レクなど資料を提出して説明してください。
- ④ 五輪が感染拡大に影響しているのか否か、二つの関係性について政府の認識を示してください。
- ⑤ 羽田空港内で働いている人に感染者が増えているとの情報があるが、事実なのか確認して回答してください。

【東京2020オリンピック競技大会の感染防止対策等について】

<※①と②は、前回の合同会議で確認中との回答だったので、再度質問します>

- ① 選手・関係者の感染及び濃厚接触者の判定により試合不可となったケースがあるかどうか。そのようなケースがあるのであれば、その試合のリストと試合不可と判断した根拠。
- ② 選手・関係者の感染及び濃厚接触者の判定があったのに試合開催したケースがあったかどうか。そのようなケースがあれば、その試合のリストと試合可能と判断した根拠。
- ③ 60分は外出可能と受け取れる警備用「入、退管理業務マニュアル」の即日改定を要請したが、どう対応したか。
- ④ オリパラ関係者の宿泊ホテルのなかで、レストランがなくデリバリーも利用できないホテルはあるのか。
- ⑤ オリパラ関係者の特例を撤回し14日間隔離の原則に戻して、ホテルの掲示板や関係者に配るペーパーを「外出禁止」と変えるよう要請したが、どう対応したか。
- ⑥ 検体採取は、ごまかしがきかないよう監督者の目の前で行うよう変えるべきだが、今後の対応について。
- ⑦ 五輪関係者で感染が確認されている169人のうち80人が業務委託の事業者であるが、業務委託の事業者に向けた感染対策マニュアルはあるのか。
- ⑧ スクリーニング検査について、現場では対応が間に合わないとの声が上がっている。毎日検査するには人員を増やすべきだが、3~4日に1回を毎日の検査に変更するために実際に何人増員したのか。
- ⑨ 本邦活動計画書(Activity Plan)について、出発時と重なると先方に確認する手段がないが、どうやって遠隔地の関係者に確認しているのか。実際には、確認作業は破綻しており、組織委員会職員が先方に確認しないで書き直さざるを得ないとの内部告発があるがその事実関係(事実であれば大問題であるという認識の下、確認し事実関係を回答して下さい)。

<※⑩・⑪・⑫は、MOCアップデート会議での内容について>

- ⑩ 入国14日以内のメディアが公共交通機関を利用している事実はあるのか、確認できているのか。
- ⑪ オリンピック関係者の飲酒に関する苦情が組織委員会や警察に通報されている実態はあるのか。
- ⑫ MOCアップデート会議で協議された「プレイブック違反への注意喚起について」の内容は事実か。事実であるなら、IOCはプレイブック違反に関して、注意喚起のみで警告は出すなど組織委員会に言っていると受け取れるが、この認識で間違いはないか。

- ⑬選手には、対戦相手が濃厚接触者かどうかを事前告知するのか。
- ⑭試合が成立するかどうか及び勝敗に関する運用について（組織委員会、オペレーションセンターに確認の上回答して下さい）。
- ⑮「新型コロナウイルス対策競技会場向けガイドライン」について
- (1) 当方で資料の提出をお願いしていた「新型コロナウイルス対策競技会場向けガイドライン」は別添の「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」ですか（別添のものは最終版かどうか当方ではわかりませんが、内容が概ね正しいかについてもお答えください）。
 - (2) 別添「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」を内閣官房が外部に提供した事実はあるか。
 - (3) 別添「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」には、発熱し新型コロナ感染症疑いがある方について、「検温」の記載はあるものの「抗原検査」や「PCR検査」など検査キットを用いた検査を行う記載は見当たらないと思われそうですが、それでよいですか。発熱し新型コロナ感染症疑いがある方について、「検温」のみ行い、「抗原検査」や「PCR検査」は行わないということ間違いありませんか。抗原検査キットやPCR検査キットが競技会場の医務室に備え付けられている例はありますか。
 - (4) 別添「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」p12によれば、隔離室内定員数原則3名とありますが、たとえば37.5℃以上の発熱者5名が一度に運ばれてきた場合はどのような対応になりますか。具体的な手順を教えてください。
 - (5) 別添「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」p24「医療スタッフの患者対応のフロー」によれば、体温が37.5℃以上を基準に医師が感染症疑いと判断した場合でも、「歩行可能で軽症な場合は帰宅とし、必要であれば選手は選手村発熱外来、観客は会場外医療機関の受診をすすめる」とされています。また、別添「医療行為における感染症対策マニュアル（競技会場）」p17「⑦搬送 観客、スタッフなど：軽症で歩行可能である場合、原則自身で会場外医療機関を受診するよう説明 ※その際に、各自治体の相談センター、または、近隣の医療機関への受診勧奨に関する記載をした用紙を手渡す」とされています。歩行可能であれば、感染疑いがあっても抗原検査やPCR検査もせず、公共交通機関での帰宅も認めるということでしょうか。加えて、「その際に、各自治体の相談センター、または、近隣の医療機関への受診勧奨に関する記載をした用紙を手渡す」とある「用紙」を提供してください（何種類もあるということであれば全種類でなくてもいいです）。
- ⑯オリンピックの外国人大会関係者がボランティアの運転する車で、レストランや商業施設へ出掛けているとの記事（別紙の東京新聞）について、しるしをつけた部分（囲んだところや線をひいたところ）の事実関係を説明してください。

【新型コロナウイルス感染症中等症患者の療養・治療体制等について】

- ①新型コロナウイルス感染症の中等症の一部を原則自宅療養とする政府決定についての詳細と根拠
- ②入院すべきと判定されたが自宅で療養している方への対応策
- ③抗体カクテル療法を入院患者以外にも配布することだがその詳細
- ④重症患者や重症化リスクの高い患者以外は自宅療養を基本とする等の方針転換を含めた「現下の感染拡大を踏まえた患者療養の考え方」は、どのような議論を経てどの会議体で決定されたのか、決定に至る経緯の詳細
- ⑤重症化リスクの高い者とは、どのような者を指しているのか。
- ⑥入院対象の考え方について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の6の解釈の範囲内のものとする根拠。省令上の位置づけはどうなっているのか。
- ⑦今般の原則自宅療養方針を決める前に、意見を聞いた専門家のリストを提出してください。
- ⑧中等症で肺炎症状のある患者や、レントゲンで肺炎の兆候がある患者は、今回の方針変更によれば、入院治療の対象ですか、あるいは自宅療養の対象ですか。
- ⑨中等症で今回の方針変更により、自宅療養原則に変更されるのは、中等症の方の何割くらいですか。半数以上ですか。半数以下ですか。

- ⑩今回の方針変更を8月1日の閣僚会議での決定以前に、医師や感染症の学者などの専門家の誰か相談されましたか。相談されたなら、具体的に専門家の誰に相談されましたか。
- ⑪中等症の中で入院原則の患者と自宅療養原則の患者の基準は、何ですか。いつ、どこで決めますか。その基準により、誰が入院の是非を判断しますか。
- ⑫都道府県への事務連絡の中には、中等症の重症化リスクの低い患者を自宅療養させる際には、いざという時に入院できる空床を確保することになっていますが、空床が確保できていないなら、重症化リスクが低い中等症の自宅療養は適切でない、と理解して良いですか。
- ⑬今朝（8/5）の新聞や先ほどのNHKニュースに、中等症自宅療養原則の厚労省の説明資料を見直す、と報道されています。その見直した新しい資料を提出してください。

以上